

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった行政文書部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和2年7月20日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

本年6月、岡山県動物愛護センターから同県〇〇市にあるNPO法人〇〇〇〇（本部は広島県〇〇町）の〇〇〇〇保護犬シェルターの立ち入り調査及び指導について報告を受けた文書及びそれについての対応をセンター内及び県庁内、〇〇〇〇等と連絡、協議した記録一式（〇〇〇〇への犬引き渡し時の面談、立ち入り検査の記録を含む）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、次のとおり行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和2年7月30日付けで審査請求人に通知した。

(1) 対象文書

ア 令和2年6月24日の広島県動物愛護センター職員による岡山県動物愛護センター職員に対する聞取内容をまとめた聞取書（以下「本件聞取書」という。）

イ 令和2年7月14日の広島県動物愛護センター職員から広島県健康福祉局食品生活衛生課職員に対するメール（以下「本件メール」という。本件聞取書及び本件メールを総称して以下「本件対象文書」という。）

(2) 不開示理由

条例第10条第2号，第3号及び第6号に該当

3 審査請求

審査請求人は，令和2年8月21日付けで，本件処分を不服として，行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により，実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，本件対象文書の全ての開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が，審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

- (1) 文章の主要な部分を黒塗りして不開示とする根拠が示されていない。
- (2) 収容動物は実施機関が個人への再譲渡を前提に引き渡したものであって，立入調査対象の特定非営利活動法人〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）の競争上の地位や利益を害するおそれがあるとも思われない。
- (3) むしろ，動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）等関係法令に基づいて適切に保護されているかどうかの検証に欠かせぬ情報が開示対象から除外されることによって，実施機関の動物愛護団体に対する監視，指導が岡山県よりもずさんであることが明るみに出ることを防ぐ保身的な意図がうかがえる。
- (4) また，岡山県からの指導を受けることによって，本件法人は収容頭数の大幅削減等の対策の検討を余儀なくされ，それがひいては実施機関への収容犬の送り返し，実施機関での殺処分ゼロの崩壊という出来事にもつながる重要な内容を含んでおり，全面的な情報公開は公益及び国民の知る権利の確保にも資するものである。
- (5) 実施機関は，条例第10条第2号等を理由として不開示を主張するが，公にされて支障が出ることは予想されない。

- (6) 岡山県の指導内容は実施機関の担当部署にも情報提供されているように、既に申請者による情報発信サイト等に数千人規模で情報が共有されているが、岡山県からも指導を受けた本件法人の利益が害された事実はない。
- (7) 不開示対象情報は実施機関の監督指導が岡山県に比べて大きく立ち遅れていることを示すことが露見することを恐れたものであり、実施機関の説明責任を促進する条例の目的に照らせば、情報を公開することが公益に資する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 対象文書の位置付けについて

(1) 本件聞取書について

岡山県動物愛護センターが令和2年6月23日に本件法人の〇〇犬舎へ立入りした検査結果を、広島県動物愛護センターの〇〇指導課長が岡山県動物愛護センターの〇〇氏から聞き取り、内容をまとめたもの

(2) 本件メールについて

本件聞取書を、令和2年7月14日に広島県動物愛護センターの〇〇指導課長から広島県健康福祉局食品生活衛生課の〇〇主査へ情報提供した際のメール本文

2 不開示部分の理由について

令和2年6月23日に、岡山県動物愛護センターが本件法人の〇〇犬舎に対して実施した立入検査は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物取扱業の立入検査と考えられる。当実施機関に外部情報提供者から連絡があり、その内容を確認するために広島県動物愛護センターから岡山県動物愛護センターに情報提供を求めたものである。

(1) 本件聞取書について

実施機関の職員が、岡山県の職員から聞き取った際の聞取内容のうち、立入検査の契機となった情報提供者の氏名及び当該情報提供者に関する

情報が記載されている部分は、特定の個人が識別されるものであり、条例第10条第2号本文の不開示情報に該当し、公にされている情報でもないことから、同号ただし書のいずれにも該当しない。

本件法人の運営・活動内容やシェルターの収容状況が判明する部分は、本件法人が行う動物愛護事業の具体的な状況が記載されており、本件法人が対外的にも公にしておらず、また、公にすべき性質のものでもないことから、当該情報を公にすると、本件法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

岡山県の検査指導内容、方法等が記載されている部分は、それが明らかになると、今後、同種の検査を行うに当たって適切な指導ができなくなり、同県の動物愛護事業に支障を生じることになるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。動物保護施設に対する指導は、生き物を扱うことから重大事案に発展しないよう、きめ細かに行うことが重要である。

また、対外的に公にされている情報でもなく、公にすることで、本件法人の事業に関し誤解や憶測を招いたり、本件法人の信用・評判に悪影響を及ぼす可能性があるなど本件法人の正当な利益を害することとなるため、この点でも、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(2) 本件メールについて

県職員の個人メールアドレスのユーザ名部分を不開示としているが、個人メールアドレスは対外的には使用することとはなっておらずその構成や記載内容は公になっていない。また記載内容の性質から、公にすると広島県の情報システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

3 審査請求人の主張について

(1) 「不開示とする根拠が示されていない」について

本件処分に係る通知書において、「別紙」により不開示とする部分及び理由を示していた。当該「別紙」は、本件処分時に添付しておらず、令和2年10月9日に審査請求人に対して送付した。

(2) その他の主張について

不開示とした理由は上記2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件処分の妥当性について

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を条例第10条第2号、第3号及び第6号に該当するとして本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の全ての開示を求めていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件聞取書の不開示部分

ア 本件聞取書は、外部の情報提供者から実施機関に対し、岡山県動物愛護センターが令和2年6月23日に本件法人の〇〇犬舎（以下単に「〇〇犬舎」という。）へ立入検査を実施したとの連絡があり、その内容を確認するために、広島県動物愛護センターが岡山県動物愛護センターに電話により情報提供を求め、その聞取内容を記録したものである。

イ 実施機関は、本件聞取書の「要旨」の欄に記載された岡山県動物愛護センターの職員による情報提供の内容のうち、次の情報を不開示とし、(ア)に係る情報については条例第10条第2号に該当し、(イ)に係る情報については同条第3号に該当し、(ウ)に係る情報については同条第3号及び第6号に該当する旨を説明している。

(ア) 情報提供者の氏名並びに本件法人職員の氏名及び役職

(イ) 本件法人が行う動物愛護事業の具体的な状況等

(ウ) 岡山県動物愛護センターによる立入検査の指導内容等

ウ 条例第10条第2号該当性について

上記イ(ア)に係る不開示部分（以下「本件不開示部分1」という。）には、個人の氏名が記載されているから、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの（条例第10条第2号本文前段該当）と認められる。

また、本件不開示部分1は、条例第10条第2号ただし書イの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されて

いる情報」に該当するとの事情は認められず、同号ただし書ロ及びハに該当しないことは明らかである。

さらに、条例第11条第2項による部分開示が可能か否かを検討すると、本件不開示部分1は、いずれも同項の「特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等」に該当するため、部分開示の余地はない。

したがって、本件不開示部分1は、条例第10条第2号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

エ 条例第10条第3号該当性について

上記イ(イ)に係る不開示部分には、岡山県動物愛護センターが確認した本件法人の内部組織に関する事項及び〇〇犬舎における具体的な管理運営の状況が、上記イ(ウ)に係る不開示部分には、岡山県動物愛護センターによる本件法人に対する具体的な指導内容が記載されている（これらの不開示部分を以下「本件不開示部分2」という。）。

条例第10条第3号は、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

本件不開示部分2は、全体としては、本件法人の内部組織や事業運営に関する具体的な情報であること、また、立入検査を行った岡山県においても公にされていない情報であることから、これを公にすることにより、本件法人の事業運営に不利益を与えるおそれがあると認められる。

ただし、当審査会において調査したところ、本件法人のウェブサイトには、〇〇犬舎の建物の状況や犬房のおおよその広さが分かる情報等（以下「〇〇犬舎施設情報」という。）が掲載されていた。

そうすると、本件不開示部分2のうち、〇〇犬舎施設情報と同程度の内容が記載されている部分については、公にしても、上記のおそれがあるとは認められない。

したがって、本件不開示部分2のうち、〇〇犬舎施設情報と同程度の内容が記載されている部分は、条例第10条第3号に該当しないことから、開示すべきであるが、その余の部分は、同条第3号に該当することから、

上記イ(ウ)に係る不開示部分の同条第6号の該当性を判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 本件メールの不開示部分

本件メールは、本件聞取書を広島県動物愛護センターの〇〇指導課長から、広島県健康福祉局食品生活衛生課の〇〇主査へ情報提供した際に作成されたものである。

実施機関は、本件メールのうち県職員の個人メールアドレスのユーザ名部分を不開示とし(この不開示部分を以下「本件不開示部分3」という。)、本件不開示部分3は、条例第10条第6号に該当する旨を説明している。

条例第10条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは地方公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

実施機関によると、個人メールアドレスは対外的には限定的にしか使用されておらず、個人メールアドレスのユーザ名部分は公になっていないということであり、そのような中で本件不開示部分3を公にすると、個人メールアドレス宛てに様々なメールを送ることが可能となり、当該メールにウイルスが含まれていればウイルス感染の被害が生じることとなるから、広島県の情報ネットワークシステムの管理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分3は、条例第10条第6号に該当することから、不開示とすることが妥当である。

2 その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 当審査会において開示が妥当であると判断する部分

対象文書	箇所	開示が妥当であると判断する部分
聞取書	「要旨」のうち三つ目の○	1行目の6文字目から25文字目まで、30文字目から35文字目まで、40文字目及び41文字目
	「要旨」のうち四つ目の○	1行目の6文字目から13文字目まで及び25文字目から32文字目まで並びに2行目の2文字目及び3文字目
	「要旨」のうち五つ目の○	1行目の6文字目及び7文字目
	「要旨」のうち七つ目の○	1行目の25文字目から32文字目まで

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年1月7日	・ 諮問を受けた。
令和3年11月30日 (令和3年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年2月21日 (令和3年度第11回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和4年4月21日 (令和4年度第1回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第1部会】

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久	弁護士
中 矢 礼 美	広島大学大学院准教授